平成25年9月第23回亘理町議会定例会会議録(第5号)

\bigcirc	平成25年9月	1 2	日第2	3回亘理町議会定例会は、	亘理町役場仮庁舎大会議
9	室に招集された。				

- 応 招 議 員(17名)
 - 1 番 鈴 木 洋 子 2 番 髙 野 孝 一
 - 3 番 熊 田 芳 子 4 番 小 野 一 雄
 - 5 番 佐 藤 正 司 6 番 安 藤 美重子
 - 7 番 百 井 いと子 8 番 鈴 木 高 行
 - 9 番 鈴 木 邦 昭 10番 渡 邉 健 一
 - 11番 四宮規彦 12番 高野 進
 - 13番 熊澤 勇 14番 佐藤アヤ
 - 16番 鞠 子 幸 則 17番 佐 藤 實
 - 18番 安細隆之
- 不応招議員(0名)
- 出席議員(17名) 応招議員に同じ
- 欠 席 議 員(0名) 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町	長	齌	藤	邦	男	副	Ħ	丌	長	齌	藤		貞
幼 → → → → → → → → → → → → → → → → → → →	≓	<i>!</i>	藤		浄	企	画	財	政長	+	田	充	彦
総務課	長	佐				課				吉			
用 地 対	策	佐	々木	、 人	見	税	務課	長	佐	藤	邦	彦	
課	長					17L			17.				
町 民 生	活	鈴	木	邦	彦	福	畐 祉	≇田		冏	部	清	茂
課	長	和山				11111	7111.	ኲ	K	h.1			
被災者支	援	齌	藤	幸	夫	健	康	推	進	K L :	々木利	 	久
課	長	尿		¥		課			長	17.		~ 小山	
農林水産調	里長	東	冶	常 太	郎	農	業多	委員	会	菊	地	和	彦
成小八座	小儿生研艾	果	常	1 /		事	務	局	長	ΛV	715		
商工観光課長						都	市	建	設				
兼わたり	温泉	酒	井	庄	市	課	113	Æ	長	日	下	初	夫
鳥の海所	f長					H/K			K				
復興まちづ	くり	千	葉	英	樹	上	下	水	道	作	間	行	雄
課	長	'	禾	大	1到	課			長	IF	l±1	11	少庄
会計管理	者	鈴	木	久	子	教	구	育	長	岩	城	敏	夫
兼会計課	長	和山	/r 9	久	1	权	F	7	K	<i>7</i> D	711	與又	人
学 務 課		遠	藤	敏	夫	生	涯	学	習	熊	澤	<u> </u>	弘
丁 劢 啉	X	坏				課			長	ЖK	1羊		
代 表 監	查	齌	藤		功								
委	員	凉	乃 余		·)J								

○ 事務局より出席した者の職氏名

 事務局長
 丸子
 司
 参事
 牛坂昌浩

 主
 事機井直規

議事日程第5号

[議事日程表末尾掲載]

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 認定第 1号 平成24年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 2号 平成24年度亘理町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定について

日程第 4 認定第 3号 平成24年度亘理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出 決算認定について

日程第 5 認定第 4号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について

日程第 6 認定第 5号 平成24年度亘理町土地取得特別会計歳入歳出決算 認定について

日程第 7 認定第 6号 平成24年度亘理町介護保険特別会計歳入歳出決算 認定について

日程第 8 認定第 7号 平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決 算認定について

日程第 9 認定第 8号 平成24年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について

日程第10 認定第 9号 平成24年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳 入歳出決算認定について

日程第11 認定第10号 平成24年度亘理町水道事業会計決算認定について (以上10件一括議題・総括質疑・特別委員会付託)

午前10時00分 開議

議 長(安細隆之君) これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長(安細隆之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、12番 高野 進議員、13番 熊澤 勇議員を指名いたします。

> 日程第 2 認定第 1号 平成24年度亘理町一般会計歳入歳出決算認 定についてから

> 日程第11 認定第10号 平成24年度亘理町水道事業会計決算認定に ついてまで

> > (以上10件一括議題)

議 長(安細隆之君) 日程第2、認定第1号 平成24年度亘理町一般会計歳入歳出決算認 定についてから日程第11、認定第10号 平成24年度亘理町水道事業会計決算認定に ついてまでの以上10件を一括議題といたします。

[議題末尾記載]

- 議 長(安細隆之君) 認定第1号から認定第9号までの9件について会計管理者から提案 理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。
- 会計管理者兼会計課長(鈴木久子君) それではご説明申し上げます。

決算概要説明書をお開き願いたいと思います。

認定第1号 平成24年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定から認定第9号 平成24年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定まで、一括してその概要についてご説明申し上げます。

最初に、認定第1号 平成24年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成24年度の一般会計決算額は、平成23年3月11日に発生した未曽有の大災害である東日本大震災からの復旧・復興事業費の増大により、過去最大規模であった前年度決算額を大幅に上回るものとなり、前年度決算額との比較では歳入総額で

69.1%、歳出総額で56.5%の増となりました。

まず、歳入から申し上げます。

予算現額785億3,182万5,000円、調定額776億6,032万8,000円、収入済額767億5,144万6,000円。不納欠損額は町税と分担金及び負担金と諸収入で1,991万5,000円。収入未済額は8億8,896万7,000円で、主なものは町税の2億379万9,000円と東日本大震災による復興交付金及び災害復旧事業に係る国庫支出金の5億9,062万2,000円であります。

歳入決算額767億5,144万6,000円を一般財源と特定財源に区分すると、一般財源 は202億1,116万9,000円、特定財源は565億4,027万7,000円となっております。

また、自主財源と依存財源別では、自主財源が166億9,632万2,000円で、決算額に対し21.7%、依存財源が600億5,512万4,000円で、決算額に対し78.3%となっております。

歳入決算の主なものとして、町税については固定資産税、都市計画税で、課税免除などを含めた東日本大震災の影響から減少しているものの、町民税、軽自動車税及び町たばこ税が増加したことから、前年度比5.8%増の29億2,007万7,000円、地方譲与税は前年比6.4%減の1億5,688万3,000円、地方交付税は、東日本大震災に係る震災復興特別交付税の増加により、前年度比44.3%増の99億6,841万1,000円、国庫支出金は、東日本大震災復興関連交付金の増加により前年度比27.8%増の335億7,731万5,000円。県支出金についても、国庫支出金と同じく東日本大震災復興関連交付金の増加により、前年度比117.3%増の147億9,271万4,000円。財産収入は、財産売払収入等により、前年度比117.3%増の1億4,446万7,000円。繰入金は、復旧・復興事業が本格化し、事業に充てる財源として東日本大震災復興交付金基金を取り崩し繰り入れしたことにより、11,852.5%大幅増の122億9,903万6,000円。町債は、償還金免除繰り上げ償還に係る借換債を借り入れしたことにより、80%増の11億8,990万円となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額785億3, 182万5, 000円、支出済額682億9, 294万1, 000円、翌年度繰越額87億9, 116万5, 000円、不用額14億4, 771万9, 000円で、執行率は87%であります。

目的別の歳出構成比は、前年度に引き続き、東日本大震災の影響が顕著にあらわれており、総務費48.8%、災害復旧費24.1%、農林水産業費8.8%、土木費6.9%、

民生費4.8%、教育費1.6%の順となっております。このうち総務費については、交付決定を受けた東日本大震災復興交付金や震災復興基金積立金等の増加により、前年度比156.2%増の333億789万3,000円、災害復旧費については、前年度より減少しているものの、災害瓦れき処理や道路等各種公共施設の復旧費用などにより、前年度比10.5%減の164億7,684万9,000円となりました。また、農林水産業費、商工費、土木費についても、東日本大震災からの復旧・復興事業の影響によりそれぞれ大きく増加しております。

これらの歳出を性質別に分けると、義務的経費は48億9,963万3,000円で、歳出総額の7.2%、投資的経費については普通建設事業費が91億2,751万円、災害復旧費が164億7,684万9,000円で合わせて37.5%。その他の経費は377億8,894万9,000円で、55.3%の割合となっております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額767億5,144万6,000円、歳出総額682億9,294万1,000円、歳入歳出差引額は84億5,850万5,000円となりました。繰越明許費繰越額と事故繰越繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源80億2,686万8,000円を控除しますと、実質収支額は4億3,163万7,000円となりました。

このうち3億8,100万円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金へ積 み立て、残額の5,063万7,000円は平成25年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第2号 平成24年度亘理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて申し上げます。

本会計は、国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行う国民健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

国民健康保険税については、東日本大震災の被災者に対する軽減及び免除を行い、これにより減収した分は、国の財政支援制度による国庫支出金で補填し財源の確保を図ったものです。予算現額44億8,885万2,000円、調定額49億6,994万8,000円、収入済額47億4,399万6,000円。不納欠損額は、国民健康保険税で1,470万2,000円。収入未済額2億1,125万円は、国民健康保険税の未収金であります。

また、予算現額と収入済額との比較では2億5,514万4,000円の増で、調定額に対

する収入率は95.5%となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額44億8,885万2,000円、支出済額43億6,324万円、不用額は1億2,561万2,000円で、執行率は97.2%であります。

歳出で主なものは、保険給付費の29億142万3,000円で、歳出構成比の66.5%、後期高齢者支援金等が5億69万8,000円で、11.5%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額47億4,399万6,000円、歳出総額43億6,324万円、歳入歳出差引額は3億8,075万6,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち、3億7,500万円を地方自治法第233条の2の規定により国民健康保険事業財政調整基金へ積み立て、残額の575万6,000円は平成25年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第3号 平成24年度亘理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、町内に居住もしくは生活の基盤を置く、高等学校・大学等の学生を対象として、向学心があり、学業・人物ともに優秀かつ健康であって、学費の支弁が困難と認められた方へ奨学金を貸与し、有能な人材育成を目的とした奨学金貸付事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額1,004万7,000円、調定額3,198万7,000円、収入済額1,707万1,000円。収入未済額1,491万6,000円は、奨学金貸付金収入の未収金であります。

予算現額と収入済額との比較では、702万4,000円の増となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額1,004万7,000円、支出済額588万円、不用額416万7,000円となっております。

貸付者数は20人、貸付額は573万円となりました。執行率は58.5%であります。 実質収支について申し上げます。

歳入総額1,707万1,000円、歳出総額588万円、歳入歳出差引額は1,119万1,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち1,100万円を地方自治法第233条の2の規定により奨学教育基金へ積み立

て、残額の19万1,000円は平成25年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第4号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、生活環境の整備と公衆衛生の向上、さらに公共用水域の水質保全を目的とした公共下水道事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

下水道使用料については、公共下水道を使用する人口が増加したことにより、前年対比で4,841万5,000円の増加となり、震災前の水準に回復しました。

予算現額25億2,947万7,000円、調定額25億3,534万5,000円、収入済額23億4,281万8,000円。不納欠損額は75万8,000円。収入未済額1億9,176万9,000円は、東日本大震災による災害復旧事業に係る国庫支出金1億7,331万5,000円と受益者負担金及び下水道使用料であります。

予算現額と収入済額との比較では1億8,665万9,000円の減、調定額に対する収入率は92.4%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

歳出の主なものは、災害復旧費と公共下水道、流域下水道の事業費、それに公債費であります。予算現額25億2,947万7,000円、支出済額22億5,366万7,000円、翌年度繰越額2億4,825万2,000円、不用額2,755万8,000円、執行率は89.1%となりました。

実質収支について申し上げます。

歳入総額23億4,281万8,000円、歳出総額22億5,366万7,000円、歳入歳出差引額は8,915万1,000円となりました。

繰越明許費繰越額と事故繰越繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源7,143万 6,000円を控除しますと、実質収支額は1,771万5,000円となりました。

1,771万5,000円は、平成25年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第5号 平成24年度亘理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、公共用地取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額510万9,000円、調定額と収入済額は同額の507万6,000円。

歳入の主なものは、長瀞小学校用地取得費の償還金として、一般会計からの繰入 金500万円であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額510万9,000円、支出済額504万5,000円、不用額6万4,000円。支出済額は、全額が土地開発基金への繰出金であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額507万6,000円、歳出総額504万5,000円、歳入歳出差引額は3万1,000円で、実質収支額も同額であります。

3万1,000円は、平成25年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第6号 平成24年度亘理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、介護保険被保険者の要介護状態または要支援状態の方々に対して、必要な保険給付事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

介護保険料及び利用者一部負担金等については、平成23年度に引き続き、東日本 大震災の被災者に対する減免を行い、この減収分は国の財政支援制度による国庫支 出金で補填し、財源の確保を図ったものです。

予算現額25億243万2,000円、調定額24億5,285万8,000円、収入済額24億3,214万8,000円。不納欠損額は、介護保険料で1,439万2,000円。収入未済額631万8,000円は、介護保険料の未収金であります。

歳入の主なものは、介護保険料 3 億9, 407万円、国庫支出金 6 億1, 142万8, 000 円、支払基金交付金 6 億8, 733万7, 000円、県支出金 3 億6, 071万6, 000円、繰入金 3 億7, 582万9, 000円であります。

予算現額と収入済額との比較では、7,028万4,000円の減となりました。調定額に対する収入率は99.2%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額25億243万2,000円、支出済額23億6,837万4,000円で、執行率は94.6%と

なっております。

歳出で主なものは保険給付費22億9,840万円で、支出済額の97%を占めております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額24億3,214万8,000円、歳出総額23億6,837万4,000円、歳入歳出差引額は6,377万4,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち6,100万円を地方自治法第233条の2の規定により介護保険給付準備基金 へ積み立て、残額の277万4,000円は平成25年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第7号 平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、わたり温泉鳥の海事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

わたり温泉鳥の海は、平成23年度に引き続き、東日本大震災以降営業を休止して おり、利用収入はありませんでした。

予算現額4億9,579万9,000円、調定額と収入済額は同額の4億9,582万5,000円となりました。

歳入の主なものは、財産運用収入の2億8,622万5,000円、そのほか利用収入がない中、災害復旧工事や地方債の償還等の支出に充てるため、一般会計から8,938万円を繰り入れしております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額 4 億9, 579万9,000円、支出済額 4 億9, 371万2,000円、不用額208万7,000円、執行率は99.6%であります。

歳出の内訳は、管理運営費 1 億9,807万5,000円、基金積立金 2 億670万7,000円、 公債費8,893万円であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額4億9,582万6,000円、歳出総額4億9,371万2,000円、歳入歳出差引額は 211万4,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち200万円を地方自治法第233条の2の規定により、わたり温泉鳥の海運営基金へ積み立て、残額の11万4,000円は平成25年度へ繰り越すことにいたしまし

た。

次に、認定第8号 平成24年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について申し上げます。

本会計は、75歳以上の方と65歳以上で一定の障害があると認められた方を対象と した後期高齢者医療給付事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置さ れた特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額 3 億83万3,000円、調定額 2 億5,467万1,000円、収入済額 2 億5,251万9,000円。不納欠損額は、後期高齢者医療保険料で26万3,000円。収入未済額188万9,000円は、後期高齢者医療保険料の未収金であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額 3 億83万3,000円、支出済額 2 億5,053万5,000円、不用額5,029万8,000円で、執行率は83.3%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額2億5,251万9,000円、歳出総額2億5,053万5,000円、歳入歳出差引額は198万4,000円で、実質収支額も同額であります。

198万4,000円は、平成25年度へ繰り越すことにいたしました。

最後に、認定第9号 平成24年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決 算認定について申し上げます。

本会計は、工業用地等造成事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額1億1,499万3,000円、調定額と収入済額は同額の1億583万9,000円であります。予算現額と収入済額との比較では915万4,000円の減となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額1億1,499万3,000円、支出済額1億582万9,000円、不用額916万4,000円 で、執行率は92%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額1億583万9,000円、歳出総額1億582万9,000円、歳入歳出差引額は1万円で、実質収支額も同額であります。

1万円は、平成25年度へ繰り越すことにいたしました。

以上で、認定第1号 平成24年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第9号 平成24年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定までの概要説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては関係課長から答えさせますので、よろしくご審議の 上、認定賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

議 長(安細隆之君) 会計管理者の説明が終わりました。

次に、認定第10号について、上下水道課長から提案理由の説明を求めます。上下 水道課長。

上下水道課長(作間行雄君) それでは、お手元の亘理町水道事業会計決算概要説明書の1 ページをお開きいただきます。

認定第10号 平成24年度亘理町水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。

水道事業経営につきましては、安全で安心な水道水を低廉・安定的に供給することに意を用い、公営企業の独立採算制を踏まえて、経営の健全化・効率化に鋭意努力してまいりました。結果、当年度収支につきましては1億16万8,279円の純利益を計上することになりました。

また資金面においては、現金支出を伴わない経費であります減価償却費等が1億3,400万7,677円費用化されておりますが、実質現金収支での現金預金残高は前年度より836万3,804円増の5億4,906万3,976円となりました。

それでは、平成24年度における業務内容でありますが、年度末給水戸数は1万1,228戸で、前年度より31戸、率にいたしまして0.28%増加したものの、給水人口は3万3,535人で、前年度より318人、率にして0.94%減少しております。なお、普及率は前年度と同じく98.9%となっております。

また、年間の有収水量は、前年度が東日本大震災に伴い4月分の料金を全額減免したこと等により、58万36立方メートル増の315万3,210立方メートル、1日平均にしますと8,639立方メートルとなります。有収率は前年度より9.34ポイント増の86.18%となっております。

次に、決算報告書の内容ですが、収益的収入及び支出から申し上げます。 まず収入ですが、水道事業収益では、予算額8億1,908万1,000円に対して決算額 8億6,982万8,055円で、5,074万7,055円の増となっております。

なお、給水収益である水道料金は、前年度と比較して1億5,471万6,174円増の、 率にして24.80%の増となっており、営業外収益のうち加入金が前年度と比較して 3,708万6,000円、率にして129.14%の大幅な増となっています。

続いて、支出では、最少の経費で最大の効果を上げることに意を用い事業経営に 当たった結果、水道事業費用では、予算額7億9,776万6,000円に対して決算額7億 6,425万4,760円で、3,351万1,240円の不用額となっております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入ですが、予算額 2 億370万1,000円に対して決算額 1 億9,695万8,435円で、674万2,565円の減となっております。

また、資本的支出では、予算額 4 億1,445万円に対して決算額 3 億7,205万8,481 円で、4,238万1,519円の不用額となっております。

したがいまして、資本的収入額が資本的支出額に対して1億7,510万46円不足しておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額815万7,373円、当年度分損益勘定留保資金7,691万8,508円、過年度分損益勘定留保資金9,002万4,165円で補填した次第であります。

以上までの決算報告については、消費税及び地方消費税込みの額で、それぞれ決算書の備考欄に付記いたしております。

次に、経営状態でありますが、損益計算書に示してありますように、当年度は1億16万8,279円の純利益を計上することになりました。純利益が生じた主な要因といたしましては、震災廃棄物焼却施設が稼働したことにより、給水収益が増加したことと、加入金収入の大幅な増加が主なものであります。

なお、当年度の純利益 1 億16万8,279円と前年度より繰り越しております未処理 欠損金4,673万2,738円と合わせた当年度の未処分利益剰余金につきましては、 5,343万5,541円となりますが、うち500万円を減債積立金に積み立て、残り4,843万 5,541円を翌年度に繰り越したいと考えております。

次に、給水原価でありますが、今年度の1立方メートル当たりの給水原価は、前年度より43円98銭減の228円99銭で、これに対して供給単価は、前年度より4円25銭増の235円17銭になっております。したがいまして、給水原価から供給原価を差し引くと、1立方メートル当たり6円18銭の収益が生じたことになります。

なお、剰余金計算書については決算書に記載のとおりでありますので、省略いた します。

次に、財政状況でありますが、貸借対照表で明らかなとおり、資産合計61億9,331万4,832円で、これは、昭和41年の水道事業創設以来今日まで蓄積した総資産であり、その源泉については負債、資本に示しているとおりであります。

次に、建設改良費でありますが、本年度は、拡張工事1件、一般配水管工事11件、消火栓2基を設置、施工しており、津波により流失した水管橋も2カ所災害復旧工事を施工しました。また受託工事については、都市建設課から配水管布設移設工事と、宮城県から配水管移設工事の受託を受け、施工しました。さらには配水管等漏水修理55カ所、田沢浄水場受電設備更新工事等の修繕工事7件を行い、水道水の安定供給に万全を期した次第であります。

今後は、東日本大震災により被災した水管施設の復旧・復興に多大な費用を要する一方、給水人口の減少等により給水収入の減少が懸念されますが、長期計画の展望に立ち、さらなる経費の節減等経営の効率化を図り、地震、災害などに強いライフラインの構築及び水圧不足の解消等に努め、より一層安全で安定した良質な水道水の供給を目指し努力してまいる所存であります。

以上で概要説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、認定賜ります ようお願い申し上げ、説明を終わります。

議 長(安細隆之君) 上下水道課長の説明が終わりました。

当局からの説明が終わりましたので、これに対し監査委員から監査結果の報告を求めます。代表監査委員、登壇。

[代表監查委員 齋 藤 功 君 登壇]

代表監査委員(齋藤 功君) 監査委員を代表して、私から平成24年度の決算審査の結果に ついてご報告申し上げます。

地方自治法、地方公営企業法及び財政健全化法の規定により、審査に付された平成24年度亘理町一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算、基金の運用状況を示す 書類、水道事業会計の決算及び財政健全化法による審査を実施いたしました。

決算審査の内容については、決算審査意見書に記載しましたので、この決算審査 意見書に基づいて審査結果の概要報告をいたします。

まず1ページには、審査の対象となった一般会計と8つの特別会計、基金につい

ては18の基金名を記載しております。

2ページには、審査の期間、審査の方法、審査の結果を記載しております。

3ページは、決算の総括として一般会計と8つの特別会計の合計決算額を記載しております。合計決算額は、予算現額は889億7,936万7,000円に対して、歳入額は871億4,673万8,260円、歳出額は781億3,922万2,988円、差引額は90億751万5,272円となっております。歳入額は対前年度比157.06%、歳出額は対前年度比147.56%となっております。

各会計の歳入・歳出決算状況につきましては、5ページの表のとおりでありま す。5ページをお開き願います。

(1)歳入の概況は、一般会計と8つの特別会計の予算現額、調定額、収入済額等を集計したものであります。中ほどの不納欠損額については、一般会計、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の合計で5,003万1,761円となっております。前年度に比べると1,883万6,352円減少しております。

収入未済額は、合計で13億1,510万9,147円となっております。前年度に比べると 大幅に減少しております。

予算額に対する収入割合は97.94%、調定額に対する収入割合は98.46%となって おります。

(2) 歳出の概況では、予算現額に対する執行率は87.82%で、不用額は総額で 18億72万7,756円となっております。

6ページからは一般会計の歳入歳出決算でありますが、歳入の款別の内訳については9ページの歳入の総括表をお開き願います。

9ページの表の中央の列の収入済額Cの欄の下から3行目の収入合計額は767億5,144万6,164円で、前年度に比べて313億6,000万円ほど増加となっております。不納欠損額は町税と分担金及び負担金、諸収入の合計でありますが、1,991万5,264円で前年度より減少しております。収入未済額は8億8,896万6,523円で、前年度より減少しております。

次、10ページ、款別の歳入決算の対前年度比較表であります。

11ページからは、各款ごとに概要を記載しておりますが、18ページをお開き願います。18ページからは、歳出の決算状況であります。

18ページをお開き願います。18ページ、歳出の総括表の支出済額のBの欄、下から3行目の歳出合計額は682億9,294万1,324円で、構成比は災害復旧事業関連で2款総務費と11款災害復旧費で全体の72.9%を占めております。また、震災関連で事業未完了のため翌年度へ繰り越した翌年度繰越額は、繰越明許費繰越額と事故繰越額の合計額は80億2,686万7,672円となっております。執行率は86.96%となっております。

19ページからは款別の歳出決算の前年度比較表と、歳出各款ごとの概要を記載しております。

22ページ、地方債現在高であります。

一般会計の地方債については、事業債の償還額がありましたが、9番目の都道府 県貸付金と7番目の地方交付税の振替債である臨時財政対策債の発行があり、差引 で年度末残高は増加しております。

22ページの下の国民健康保険特別会計は、償還がありましたので減少しております。

次の23ページは特別会計と水道事業債でありますが、いずれも残高は減少しております。

24ページ、他会計の繰出金の状況。

続いて25ページは負担金の状況でありますが、合計しますと前年度に比べて減少 しております。

26ページからは8つの特別会計の歳入歳出の決算状況を記載しておりますが、前年度と比較できるように23年度と24年度の2年分を記載しておりますので、後ほどごらん願います。

37ページになります。37ページ、実質収支に関する調書で、一般会計と特別会計との合計額を記載しておりますが、実質収支額は合計で9億921万1,532円となっております。(2)の財政の構造でありますが、一般会計の財源の構成状況では、一般財源と特定財源の構成割合は26.3対73.7となっております。自主財源と依存財源の構成割合は21.7対78.3となっております。震災復興関連交付金の関係で、依存財源が異常に多くなっております。

次、38ページ。歳出の性質別構成の3カ年の推移表でありますが、投資的経費と 繰出金が大幅な増加となっております。 39ページ。財政分析主要指数の推移でありますが、普通会計における財務比率と財政健全化法による健全化判断比率を3年分並べております。この財政分析は、財政収支の均衡は保たれているか、財政構造の弾力性はどうかなど総合的な財政状況を数値であらわしているものであります。①の経常収支比率は経常的な一般財源がどのくらいの割合で人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に充てられているかを数値であらわしているもので、財政構造の弾力性を見る基準となっております。平成24年度の経常収支比率は、86.6で前年度と同率であります。この表の右側に、財政指標の欄が2つありますが、1つは県の市町村課が県下の市町村の決算統計の数値を毎年集計して、6種類の比率をそれぞれ4段階に分類して、レーダーチャートで公表しているものでありますが、亘理町の23年度と24年度のレーダーチャートを作成しております。23年度分については、県の市町村課が本年3月に公表したものから移したものであります。24年度分はまだ県が公表しておりませんので、参考までに23年度の4段階の数値で作成したものであります。

①の経常収支比率は86.6で、91.2未満でありますのでレベル4に分類しております。昨年の意見書にはレベル3としてレーダーチャートを作成しましたが、3月の県の公表に合わせてレーダーチャートをつくり変えております。

- ②の連結実質赤字比率は、赤字はありません。
- ③の実質公債費比率は9.7。
- ④の将来負担比率は計算上マイナスになりましたので、表示はありません。
- ⑤の積立金現在高比率は517.8。
- ⑥の地方債現在高は138.9で、いずれもレベル4で健全エリア内となっております。

次、41ページ。一般会計と特別会計の歳入歳出決算総括表であります。決算収支 の内容と実質収支までを一覧表にし、全体の決算収支の状況が把握できるように作 成したものであります。この表は、特別会計への繰出金を控除しない決算書の数字 のままで作成しております。

42ページは、財産に関する調書ですが、土地は危険区域買い入れと、災害公営住宅宅地の買い入れによる増加、建物は役場本庁舎、荒中校舎解体のため減少となったものであります。土地開発基金は、東京機材への売却による減少、工業用地造成事業の増は錯誤訂正によるものであります。

次、43ページ、出資の権利は増減はありませんでした。

44ページ、基金の運用状況でありますが、年度末現在高は367億5,159万9,000円で、前年度に比べて210億1,113万円増加となっておりますが、これは、財政調整基金と震災復興基金、東日本復興交付金基金等の積立金の増加によるものであります。

47ページ。結びといたしまして、平成24年度の一般会計並びに特別会計の決算審査の概要を記載しておりますが、総括しますと、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び各基金の運用状況は、いずれも関係法令に基づいて作成され、計数も諸帳簿と正確に符合しており、予算の執行についても有効適正に執行されているものと認められました。また、各会計の事務並びに会計処理、財産管理及び決算処理においても適正、正確であると認められました。

次に、水道事業会計の決算審査の結果についてご報告申し上げます。色紙のところからです。

2ページをお開き願います。2ページは収益的収支、3ページは資本的収支、それぞれ予算決算の内容を税込みの金額で記載しております。4ページ、経営の成績については、損益計算書をもとに作成しておりますが、収益、費用ともに前年度に比べて増加しております。差し引き純利益は1億16万8,279円となっております。

なお、13ページの損益計算書にあるとおり、この当期純利益から前年度の繰越金マイナスの4,673万2,738円を差し引いた、当年度未処分利益剰余金は5,343万5,541円となっております。

5ページに戻りますが、5ページの財政の状況でありますが、財務比率表にあるとおり、安全性等を見る流動比率、自己資本構成比率、財政的バランスを見る固定資産長期適合率など、財務比率はいずれも経営指標を満たしており、健全性は確保されておりますが、東日本大震災による被災施設の復旧工事を初め、施設の維持管理費、配水管更新等の経費の増加、企業債の償還等による厳しい財政状況が予測されますので、単年度収支の黒字確保を維持するとともに、本来の目的である公共の福祉の増進に特段の努力を図られるよう望むものであります。

次に、財政健全化法による審査意見についてご報告申し上げます。 次の色紙のところからです。 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による審査については、1ページの3 審査の概要として、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算 定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として 審査を行いました。

審査の結果については、財政健全化判断比率の表にあるとおり、法に基づく4指標のうち①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率は、実質収支が黒字であるため、赤字比率としては表示できないものでありますので、表にあるとおり横棒の棒表示としてあります。前年度に引き続いて、赤字ではないということであります。③の実質公債費比率は9.7%で、早期健全化基準の25.0%以内となっております。④の将来負担比率については、計算上マイナスになっておりますので、横棒表示で早期健全化基準の350%以内となっております。

2ページ、中段の2資金不足比率については、法非適用企業である公共下水道事業特別会計、わたり温泉鳥の海特別会計、工業用地等造成事業特別会計は、審査の結果いずれも実質収支が黒字であり、資金不足は発生していないので、経営健全化基準の20%と比較すると良好な状態にあると認められます。また、審査に付された財政健全化比率、資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。4ページは、各比率の計算式を記載しましたのでお目通し願います。

次に、水道事業会計の資金不足比率の審査でありますが、法適用企業の水道事業 会計の経営健全化審査は、資金不足比率で経営状態の健全性を判断することになっ ております。

水道事業の決算審査意見書の5ページの財務比率の短期流動性を示す流動比率は384.86%となっておりますが、経営健全化審査における資金不足を算出するに当たっては、実質的な資金不足を把握するために翌年度の企業債償還予定額を1年基準、いわゆるワンイヤールールで流動負債に算入して計算すると、実質流動比率は203.56%となっております。したがって、実質的な資金不足比率は△の43.86%となりますので、資金不足状態にはなく、経営健全化基準の20%と比較すると、良好な状態にあると認められます。2ページ、最後のページですが、資金不足比率額と資金不足比率の計算式を記載しておきました。

審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載

した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上で決算審査意見についての概要説明を終わりますが、総括として平成24年度の一般会計の決算状況は、東日本大震災の影響により歳入歳出ともに前年を大幅に上回っております。基金については、震災復興事業費に充てるための震災復興基金、東日本復興交付金基金の増加により、大幅な増加となったものであります。また、地方債については、一般会計は臨時財政対策債の増加により対前年度で増加となっております。財政健全化法に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査も、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められました。

東日本大震災により、本町は甚大なる被害をこうむりましたが、災害の復旧・復興には長い年月と多額の財政負担が伴うものと思います。あれから2年6カ月を経過しましたが、いまだに被災者の仮設暮らしが続いております。窮屈な生活から一日も早く解放され、安住の地で暮らせるよう切望するとともに、今回の大津波の教訓を生かし、防潮堤や避難場所、避難道路の確保など、防災減災対策を初め被災農地の復旧と生産施設の充実、震災公営住宅の建設等を急ぐとともに、後世に誇れる安全で安心して住めるまちづくりの構築に尽力されるよう望みます。

結びになりますが、本町は本年度も多額の企業債及び償還利子など経常的経費があります。また、今後とも他会計の繰出金、負担金など容易に縮減できない経常的支出がありますので、常にコスト意識を持って経費の節減に努め、今後とも町政の健全な発展と地域住民の福祉増進を図るため、財政の長期的な収支均衡確保に留意しながら、引き続き健全にして効率的な行財政の運営に努められるよう要望いたしまして、平成24年度の決算審査の結果の概要報告とさせていただきます。

議 長(安細隆之君) 監査結果の報告が終わりました。

この際、総括質疑の準備のため暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。休憩。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

議 長(安細隆之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより総括質疑に入ります。

総括質疑は、認定第1号から認定第10号までの10件について一括して行います。

通告者は、順次質疑を許します。

16番鞠子幸則議員、登壇。

[16番 鞠 子 幸 則 君 登壇]

16番(鞠子幸則君) 16番鞠子幸則です。私は、東日本大震災からの復旧・復興について 総括質疑を行います。

東日本大震災からの復旧・復興について、平成24年度、次の事業についてどう取り組んだのかであります。

①地域支え合い体制づくり事業(サポート拠点施設)。②仮設住宅等入居者健康支援事業。③亘理町いちご団地造成事業。④亘理町いちごファーム造成事業。⑤災害公営住宅整備事業。⑥防災集団移転促進事業。⑦被災宅地復旧支援事業。⑧災害廃棄物処理事業。⑨国民健康保険窓ロ一部負担金免除。最後に⑩介護保険利用料免除、以上について答弁をお願いいたします。

議 長(安細隆之君) 福祉課長。

福祉課長(阿部清茂君) それでは、1間目の地域支え合い体制づくり支援事業(サポート拠点施設)の24年度の取り組み状況ですが、高齢者や障害者、持病の管理が困難な方、あるいは心の悩みを持つ方等で、仮設住宅にお住まいの方を主な対象としまして、町の保健師や臨時看護師、みやぎ心のケアセンター職員により、さらには社会的包摂「絆」再生事業における生活支援相談員によりまして、個別に見守り訪問あるいは安否確認はもとより、医療、介護、福祉、生活上の心配事等のニーズや困っていることなど、いろいろとお話を伺っております。そして、話を伺った中で、速やかに対応するべきものにつきましては、関係機関と連携を図りながら対応させていただいておりますし、さらには支援会議を月3回開催するなどして、個々の問題も解決に向けて対応しております。

また、サポートセンターに職員を配置し来所による相談も受け付け、対応しております。ちなみに来所の方は24年度で162人ほどございました。

さらには、閉じこもりによる生活不活発化を防止し、住民同士のつながりを取り 戻すための交流事業につきましても、社会福祉協議会を初め関係支援団体等と連携 し、各種事業を実施しております。

事業費につきましては、24年度で767万7,426円の支出でありました。こちらにつきましては、国の補助10分の10ということでございますが、支出の主なものは臨時

看護師 5 人の賃金や訪問用軽自動車 2 台の購入費、それから施設の管理経費、事業の事務用品等でございます。

仮設での生活は厳しいものがありますが、被災者に寄り添いながらいろいろお話を伺い、介護や福祉サービスの情報を提供してご利用いただいたり、健康指導なども行うことで、生活面や健康面の支援には結びついているものと考えます。今後とも新たな支援ニーズも生じてくるものと考えられますことから、よりよい支援に向け情報を収集し、関係支援機関と連携し、またボランティア団体等の協力もいただきながら、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長(安細隆之君) 健康推進課長。

健康推進課長(佐々木利久君) 2問目であります仮設住宅等入居者健康支援事業について ご説明いたします。

この事業につきましては、心のケアを重点に実施しているもので、宮城県で実施しました鬱状態や気分、不安障害などのある人を把握するためにK6という手法を用いまして、応急仮設入居者等の健康調査を行いました。その結果を受けて、13点以上の方及び朝から飲酒している方、医療を中断した方々に対し、訪問指導しているものでございます。訪問指導者は、臨時職員として雇い入れた保健師3名と、みやぎ心のケアセンターの精神保健福祉士等3名の、計6名の方にお願いしているものでございます。

訪問対象者は、応急仮設入居者で114世帯、民間賃貸住宅入居者で100世帯、計214世帯になっております。平成24年では延べ705回訪問し、心のケアに努めてまいりました。訪問対象者の声を傾聴することにより、心の安定が図られ、心身の疾患を予防することにつながっているものと思っております。

以上です。

議 長(安細隆之君) 農林水産課長。

農林水産課長(東 常太郎君) 3点目の亘理町いちご団地造成事業についてお答えいたします。

亘理町いちご団地造成事業につきましては、昨年の7月から造成事業に着手、同年8月にはハウス建設事業を着手、1年1カ月を要し、念願であります栽培棟等の引き渡しを先週の9月3日に無事引き渡しを終了することになりました。

さて、平成24年度におけます亘理町いちご団地造成事業につきましては、当初予算においては154億円を計上しておりましたが、6月の定例議会におきまして東日本大震災復興交付金第2回配分額におきまして43億8,189万円を減額補正し、110億1,811万円といたしました。理由につきましては、鉄骨ハウス建設におきまして現状の栽培棟の主流がパイプハウスであったこと等の考え方や、造成工事、ハウス建設等を設計委託したことによります違算が主な理由であります。

また、今年度の3月の定例議会におきましては、最終入植者、イチゴ関係については99戸、花卉野菜については5戸、計104戸の戸数の確定や、廃液処理におきます浄化槽設置等を計画し、最終の予算額は97億6,922万2,000円で、そのうち造成工事の一部とハウス建設の繰越額として59億2,642万7,000円を平成25年度に繰り越しいたしました。

第4点目につきましてお答えします。

亘理町いちごファーム造成事業につきましては、当初予算においては、造成工事分として5,016万2,000円を計上しておりましたが、4月の臨時議会におきまして2億4,463万円を増額補正し、2億9,479万2,000円としております。理由としまして、震災においてイチゴ栽培等を断念した方々の雇用創設や、仮設等におきまして引きこもりとなっている高齢者を対象に、イチゴの摘み取り作業等の手伝いをすることによる生きがい対策の一環として健康農園の開設や、また暖房等におけます消費燃料等を軽減する実験事業等に活用するため、早急にハウス建設をする必要があり補正いたしました。

ことしの3月の定例議会におきましては、最終の予算額を2億6,670万1,000円とし、そのうち造成工事の一部とハウス建設の繰り越しとして1億8,599万1,000円を平成25年度に繰り越しいたしました。

以上でございます。

議長(安細隆之君)復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長(千葉英樹君) 次に5点目、災害公営住宅整備事業についてご説明を いたします。

町内に災害公営住宅496戸分を建設することにより、東日本大震災で住宅を失った被災者に対する居住先の安定確保を図ることとしております。平成24年度は、集合住宅400戸のうち、吉田大谷地を除く3つの住宅の350戸分につきまして整備を早

急に進めるため、宮城県と協定を締結し、設計及び建築工事を委託いたしました。 なお、その前段の作業といたしまして、亘理地区の造成工事に係る実施設計を策定 したほか、大谷地住宅の工事設計業務についても発注をしてございます。

また、用地買収につきましては、建設予定地に係る用地測量業務を実施した後、 集合住宅と戸建て住宅を合わせまして約3万3,000平方メートルの用地を取得して おり、先行いたしました荒浜集合住宅につきましては造成工事にも着手し、年度内 に完了してございます。

続きまして、6点目、防災集団移転促進事業につきましてご説明をいたします。 被災地域において、住民の居住に適当でないと認められる災害危険区域内にあった住居を安全な場所に集団で移転していただくため、町が復興計画に基づき移転先団地の造成整備を行うものでございます。平成24年度は住民との合意形成を図りながら、移転先団地の整備計画を策定するとともに、建設予定地となる6団地約11万2,000平方メートルございますが、こちらの用地買収と移転元地約11万1,000平方メートルの買い取りを実施したほか、一部附帯工事に着手しております。

なお、災害危険区域内から移転された方への支援といたしまして、27件の方々に対しまして464万8,000円の助成を実施したほか、用地取得先地に係ります支障物件の移転補償も実施しております。

以上でございます。

議 長(安細隆之君) 被災者支援課長。

被災者支援課長(齋藤幸夫君) 7点目の被災宅地復旧支援事業についてご説明申し上げます。

移転促進区域を除きます津波浸水区域に住宅の新築等を行う場合、地盤または基礎のかさ上げ等、津波対策を行う方を対象に、亘理町津波対策住宅工事費助成金として100万円を上限に助成金を交付いたしました。平成24年度は申請件数が50件ありまして、うち工事が完了した33件について、3,066万7,564円を助成いたしました。これによりまして、将来の津波による被害を最小限にとどめ、安全な住居の確保が促進できるものと考えております。

以上でございます。

議 長(安細隆之君) 町民生活課長。

町民生活課長(鈴木邦彦君) 次に8点目、災害廃棄物処理事業についてご説明を申し上げ

ます。

本町内で震災により発生した瓦れきは、平成23年度中にほぼ全て一次仮置き場に集積されましたが、平成24年度においては、処理施設の完成に伴い4月から瓦れきの処理が本格化し、リサイクルや焼却による処分が始まりました。平成24年度に町内3カ所にあった一次仮置き場から、処理施設のある二次仮置き場に搬入された瓦れきは約33万5,000トンでありまして、宮城県が本年4月に修正した推計量48万2,000トンの約70%となる量でございます。また本町の処理状況を見ながら、石巻市からの瓦れきも受け入れておりまして、結果、10万トンの処理が終了しております。

なお、現在、一次仮置き場に集積された瓦れきが、ほぼ全てが二次仮置き場に搬入済みでありまして、これの処理も9月中には完了する予定でございますし、気仙沼市から2万4,000トン、山元町から農地瓦れきの8万2,000トンも順調に今処理がなされている状況でございます。

以上でございます。

議長(安細隆之君)健康推進課長。

健康推進課長(佐々木利久君) 続きまして、第9点目、国民健康保険窓口一部負担金免除 についてご説明いたします。

窓口一部負担金免除対象者は、半壊以上の損壊をされた方等で3,273名おり、その方々に一部負担金免除証明書を発行し、医療の機会を確保したところでございます。診療を受けられた方の件数は、1年間で延べ6万2,985件、免除額は2億8,510万円ほどとなっております。

また、診療報酬請求を受け付けた件数は、震災前の平成22年度は1年間で16万2,273件、月平均いたしますと1万3,523件でございましたが、平成24年度では1年間で17万5,149件、月平均1万4,597件となっており、年間では1万2,886件、月平均では1,074件の増となっているところでございます。このことから、診療機会が拡大するとともに、医療費の負担軽減が図られたものと思っております。

以上です。

議 長(安細隆之君) 福祉課長。

福祉課長(阿部清茂君) それでは最後の10番目、介護保険利用料の免除の事業の関係でご ざいますが、これにつきましては東日本大震災により被災された方、または世帯の 生計を主として維持する方の死亡等により、大きな被害を受けた介護被保険の要介護者あるいは要支援の認定を受けている方に対しまして、世帯の経済的負担を少しでも軽減するため、介護サービスを利用したときに要介護者が負担していただく1割負担分について、24年度も継続して免除としたものでございます。対象者は、東日本大震災により家屋が半壊以上、または生計を主として維持する者が死亡した者等で、介護保険料が免除になっていた方と対象者は同様でございます。

平成24年度の対象被保険者数は633名でございました。月平均で免除の決定がなされた方が470名となっております。また、年間の1割免除総額につきましては8,413万9,563円となっております。これを23年度と比較しますと、対象被保険者数は8名の増加、免除総額については1,254万7,000円の増加となってございます。

効果といたしましては、被災された要介護者やその世帯にあっては、経済的負担 が軽減され、生活再建を進める上で、あるいは介護者の負担軽減などに効果があっ たものと考えております。

以上でございます。

- 議長(安細隆之君)鞠子幸則議員。
- 16番(鞠子幸則君) 個別に具体的なことについては、特別委員会が設置されますので、 そこでお伺いいたします。もちろんこの10項目、当然のことながら10項目だけが大 震災からの復旧・復興ではありません。そこでお伺いしますけれども、町長は平成 24年度の施政方針で次のように述べております。「私はこの平成24年度を復興元年 と位置づけ、亘理町に住む全ての方々が夢と希望の持てる町、新生亘理を目指して スピード感を持ちながら一歩ずつ着実に、そして確実に我がふるさと亘理の復旧・ 復興に全力を挙げて取り組む」というふうに施政方針では述べております。

平成24年度、こういう施政方針に基づいて町長として24年度取り組んだみずからの評価ですね、目標のとおりできたのか、それともできなかった部分もあるのか、述べていただければ幸いです。

- 議 長(安細隆之君) 鞠子議員、今の通告外ですね。今通告された部分の質問と違うわけですけれども。鞠子幸則議員。
- 16番(鞠子幸則君) 要するに、10項目はわかりますけれども、細かいことは特別委員会 で聞きますけれども、さっき私、施政方針で町長はこう述べたというふうに言いま したけれども、それについて平成24年度取り組んだことについて、町長としてどう

いうふうに思っているのか、感じているのかをお伺いしたいということであります。

- 議長(安細隆之君) 鞠子議員、今通告した10項目についての質問に従って質問してください。
- 16番(鞠子幸則君) わかりました。これだけ述べて終わりますけれども、私の評価は、 町長はどう思うかわからないですけれども、私の評価は、平成24年度亘理町は復興 計画に基づいて着実に前進したと思います。それで、やはり町長が常日ごろ掲げて いる安心安全のまちづくり、そして住民主役のまちづくりですね、この基本理念に 基づいて、町長を先頭に引き続き全職員が復旧・復興に全力で取り組むことが必要 だということを述べて終わります。(「ありがとうございます」の声あり)
- 議 長(安細隆之君) これをもって鞠子幸則議員の質疑を終結いたします。

次に、4番小野一雄議員、登壇。

[4番 小 野 一 雄 君 登壇]

4 番(小野一雄君) 4番の小野一雄であります。

東日本大震災から2年半過ぎたわけでありますけれども、我が町の復興支援、再生に、昨年度を含めて多くのNPO団体の方々に応援をいただいてきたところでありました。そこで、平成24年度における委託金、こういう団体に委託金を交付して、その活動をやってもらったわけでありますが、それらの成果等について伺いたいと思います。

端的に申し上げますと、1点目は、各分野におけるNPOの団体名と交付した委託金の内訳はどのようになっているのか。

2項目が、NPO活動の成果等はどのように確認しているのか。

3点目が、今後の支援体制と町政への活用策についてはあるのかどうか。

この3点について伺います。

議 長(安細隆之君) 福祉課長。

福祉課長(阿部清茂君) それでは、まず福祉課所管についてご説明いたします。

被災児童等を支援するための相談・援助事業において、特定非営利活動法人子供地球基金に対しまして、52万2,000円を補助金として交付してございます。この事業につきましては、宮城県の被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助金交付要領に基づく事業でございまして、被災児童等の心を癒すイベント

の実施など、その活動経費について助成してございます。

子供地球基金におきましては、町内の児童福祉施設や逢隈十文字の亘理逢隈事業所などにおきまして、キャンパスや画材を提供して、子供たちが心の奥の思いを表現する、心のケアを目的としたアートワークショップを開催しておりまして、画材等の消耗品やガソリン代などの経費について、町が助成したものでございます。なお、町助成分につきましては、県から町へ補助金として同額交付されてございます。

次に、活動の成果の確認でございますが、町のイベント、いきいき亘理っ子まつりでは、多くの児童たちが大きなキャンバスに思い思いにすてきな絵を描き、夢のある大きな絵が完成し、子供も保護者も大変喜んでいました。そのような笑顔があふれる姿を見ており、成果はあるものと思っております。

最後に、今後についてですが、イベントや児童福祉施設での支援について、今後 もお話があればお受けしていきたいと思いますし、亘理逢隈事業所での活動につい てもこれまで同様に周知の協力をし、また合わせまして施設職員においても子供に 寄り添いながら心のケアに努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議 長(安細隆之君) 町民生活課長。

町民生活課長(鈴木邦彦君) それでは、町民生活課所管分についてご説明申し上げます。

思いやりの心で育てる花と緑のまちづくり事業として、特定非営利活動法人いきいき亘理に対して、逢隈高屋地内の県道塩釜亘理線南側歩道の花壇管理を25万円で委託しております。活動の成果につきましては、町で行う事業の受託団体として活用するほか、宮城県仙台土木事務所から道路清掃緑化のスマイルサポーターとして認証を受けており、さらに国道における緑化活動が認められ、国土交通省の河川道路愛護団体として認証を受けております。平成22年度には、東北地方整備局長表彰を受けておりますので、今後についてでございますが、平成24年度の実績を踏まえ、今後も続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長(安細隆之君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(熊澤一弘君) それでは、生涯学習課所管についてご説明をさせていただきます。

特定非営利活動法人亘理町サッカー協会に対しまして、亘理町運動場管理を25万円で委託しており、芝刈り作業の補助、フィールド内の散水・除草作業、ディボット跡の補修作業、それから肥料の散布、その他芝の管理に関する作業を行っていただいております。特に、天然芝の種まきでございますので、グラウンドを維持することは大変難しく、委託先として専門的な知識、それから常に現場にいるわけでございますので、現況を確認していただいておるということで、そういった的確な対応を実行力ということで大変成果は上がっておるというふうに感じております。

最後に今後についてでございますけれども、今後も継続して芝の管理、常にベストなコンディションで利用できるようにお願いをしたいというふうに考えております。

以上です。

- 議 長(安細隆之君) 小野一雄議員。
- 4 番(小野一雄君) 震災関連ということでいろいろ絞った部分もあったんですが、今3 つの課からそれぞれ金額と成果の報告がありましたけれども、私は一番この質問をするに当たって懸念したことは、9月に入ってNPO法人絡みの不正事件といいますか、不祥事が河北新報でありますけれども3件載っているんですね。けさほども関連する記事が載っておりましたけれども、要は何か一般町民、我々にはこの性格、NPO法人ってどういう性格のものなんだろうかという疑念が実はありました。

そこで、NPO法人というのは、いろいろ団体、分類がありまして、分け方が区分があるわけですが、一つは法人格を持った団体なのか、認定されているものか、あるいは法的な根拠を受けない単なるボランティア団体、みなし法人とか、そういう団体。あるいはきちんと内閣府の認定を受けた認定NPO法人なのか。こういう団体があるわけですけれども、例えばこの3つの団体、今お話あった団体は、それらの認定法人なのか。その辺をお聞きしたいというふうに思います。

それで、今お話しした不祥事の関係でありますけれども、この場をかりて、我々議員にも関係する事件がありました。山形県の酒田ですか、映画「おくりびと」の団体でありますけれども、酒田ロケーションボックス、ここに酒田市議会の議員が理事として入っておって、その運営資金を一部流用したと。この方はけさの新聞だと、もちろんNPO法人の理事を辞任しまして、議員辞職願も出したというような

記事がありました。

あともう一つは、一昨年でありましたか、岩手県の山田町のNPO問題、大雪りばあねっと、この問題がいわゆる町政を圧迫するほどの被害を出している。この関係については、酒田の関係は9月10日です、あときょうの新聞である。9月4日には岩手県の山田町のNPO問題、大雪りばあねっとの問題、5億2,000万円のいろいろな不適切な経費を町当局が出しているというような記事が載っております。特に、9月5日でありますけれども、青森市のNPO法人大一朝日・サポート、これは施設の関係でありますけれども、不正に町に請求をして2,000万円以上の不正請求をしたと。要は、私はこういういろいろな不祥事が各地で出ている中で、亘理町はその辺の団体のきちんとした確認をどのようにやっているのかということをお伺いしたいと思います。今、2点ですね。

議 長(安細隆之君) 企画財政課長。

企画財政課長(吉田充彦君) NPO法人関係については、各申請が県のほうで申請しまして、それで県のほうで審査をして認証するという形になっております。今現在の、きょう上がっておりますこの3件については法人格を持っておりまして、今議員さんおっしゃられた問題等については、当然県のほうと町、窓口は企画財政課になりますけれども、その点については連携をとりながら、情報等も常に交換しておるような状況で、他の事例のようなことのないようにということで、県と調整しているところでございます。

以上です。

- 議 長(安細隆之君) 小野一雄議員。
- 4 番(小野一雄君) 今、企画財政課長が言うように、このNPO法人の法人格認定を受けるに当たっては、1つは都道府県内に納まる団体については、それぞれの都道府県知事の認証を得ると。それから、隣接にまたがる部分については、内閣府の許可を得るということでありますので……。
- 議 長(安細隆之君) 小野一雄議員、通告に従った項目で質問されるようにお願いします。
- 4 番(小野一雄君) はい。ということで、亘理町は問題ないということでありますので、これで私の質問を終わります。
- 議 長(安細隆之君) これをもって小野一雄議員の質疑を終結いたします。

次に、2番髙野孝一議員、登壇。

[2番 髙 野 孝 一 君 登壇]

2 番(高野孝一君) 2番の高野孝一です。私は2項目について質疑いたします。

まず初めですが、一般会計決算の形式についてご質問いたします。

決算の仕方については、地方自治法により決められた項目、歳入歳出とも款で処理しております。震災前も震災後も、当然このルールで処理しているというふうなことは理解しております。しかし、震災後、23年度の決算から歳入での国界からの支出金、歳出においては復興関連事業費がそれぞれ大幅に伸びております。24年度も同様で、震災以前の決算、例えば22年度の歳出の金額を申し上げますと98億3,378万円、そこから比較しますと24年度で584億円増加しております。この金額で決算書を作成しているわけでございますけれども、実質単年度収支や自主財源、依存財源などの震災以前の通常分の決算と、数字的にかけ離れたものになっております。町民にわかりやすい決算での健全財政を示す意味でも、通常分と震災分を分けた決算書を作成すべきではないかと思います。

2点目、復興・活性化プロジェクト事業についてです。

24年度の実績報告の中に、活性化検討委員会の運営費、9名で1回会議、4万6,400円が計上されております。この席上での会議の内容、議事録及び亘理町いちご京浜市場PR調査結果と事業の内容はどのようなものだったか、お伺いいたします。

議 長(安細隆之君) 企画財政課長。

企画財政課長(吉田充彦君) それでは、まず1点目、一般会計決算書の形式についての質 疑についてお答えします。

高野議員がおっしゃいますとおり、平成23年度以降、膨大な量の復旧・復興事業を実施しているということから、決算額についても大幅に増加しておりまして、震災前の決算額とは大きく乖離している状況でございます。それに伴いまして、実質単年度収支、自主財源、依存財源等の数値についても同様に、震災前の水準から変動してきているところであります。

しかしながら、決算書作成における過程につきましては、各担当課において財務 会計システムに入力した歳入歳出伝票等を各費目ごとに自動的に積み上げた上、定 型のフォームにより出力しておるところでございます。これを決算書作成の段階 で、通常事業分と震災関連分に分けて出力するためには、個々の入力の際にそれぞれの区分に分類することが必要になることから、多額のシステム改修費用が発生するとともに、その歳入歳出が通常事業分か、あるいは震災関連事業分かを判断するための職員における統一した見解が必要となります。また、個々の歳入歳出及び充当額等をそれぞれの区分に分類した上で、種々の財政指標等を作成するのは非常に長期間の作業になることから、震災後の職員不足を県内外の派遣職員や任期つきの職員により対応している現状を鑑みますと、大変厳しい状況にあります。

また、決算につきましては、その地方公共団体が1年を通じて実施した事業等に対する歳入歳出の総額等を明らかにするものでありまして、震災分も含めた事業費及びそれに対する財政指標が平成24年度の決算であることから、通常事業分及び震災関連事業分に分けて作成するのは、本来の趣旨からすると適当ではないと考えております。

続いて、2点目の復興・活性化プロジェクト事業についてお答えいたします。

亘理町の復興・活性化検討委員会につきましては、東日本大震災により甚大な被害を受けた本町の復旧・復興に合わせ、長期的な町の発展を目指したまちづくりの実現に寄与することを目的として、一橋大学イノベーション研究センターの米倉教授を初め、メディア関係者、経済界、各種団体等9名で構成し、ことし2月に設置し、本年度中までに検討をいただくことにしております。

委員会におきましては、まず1番として、食をテーマとしたプロジェクトや、2番目として、観光分野では鳥の海の自然や次世代へつなぐ事業。3点目として、農業分野におきましては、農産物にストーリーを持たせ、生産、流通並びに食べ手が手にとりたくなる仕組みづくり、ブランド化、新たな加工品、新しい技術など。4点目としまして、全体として協力者等をどのように巻き込むのか。各分野の専門家の知識、スキルや経験を生かした方策などの組織体制、関東・首都圏での知名度が低いことからPR、情報発信強化といった点において論点である旨の発言があり、現在、取り組む分野や事業の絞り込みを行っているところでございます。

続けて、農林水産課長が説明いたします。

議 長(安細隆之君) 農林水産課長。

農林水産課長(東 常太郎君) 次に、亘理町いちご京浜市場拡大PR調査業務は、復興・ 活性化プロジェクト事業の趣旨を一部先行して実施したもので、関東圏での亘理町 と亘理イチゴの知名度向上の可能性をはかるために、そのPRと基礎調査を行った ものでございます。

PRと基礎調査は、関東圏のイベントや店舗において、試食、アンケート、デザート商品の販売という形式で実施しました。アンケートの内容は、一般的なイチゴのイメージや、亘理町の知名度など基礎的なことが中心です。また、受託者が関東圏の百貨店を回り、PR、市場調査、取引の条件や亘理のイチゴの可能性を調査しております。

最終的な結果としまして、基礎調査の分析、報告書と、具体的な内容も含めた方向性に関する提案書が、遅くとも10月の末までに提出される予定ですが、その後、提出された提案書をもとに、JA、農協を交えまして受託者と検討を重ねていく予定でございます。中間的な報告の中では、都内で開催しましたスポットイベント4カ所に参加し、437名からアンケートを回収しました。

また、株式会社トランジットという会社で経営していますサインというカフェの店舗内で、2カ月間PR特集を組んで、亘理のイチゴをデザート商品化して販売していただき、975名からアンケートを回収いたしました。アンケートの内容は、一般的なイチゴのイメージや、亘理町の知名度など基礎的な部分がほとんどですが、京浜市場での販売戦略、加工品、将来の提携先などを検討していく上で、基礎資料になるものと思われます。

以上でございます。

- 議 長(安細隆之君) 髙野孝一議員。
- 2 番(髙野孝一君) 特に自主財源のことでお聞きいたします。

24年度は21.75%です。昨年度23年度は9.23です。22年度、これは震災前何もない普通の年でございますが、42.02%。ちなみに21年度が44.2%。ですから、亘理町の場合、自主財源につきましては約40%台から50%台で推移していると。23年度につきましては、今言ったように9.23、24年度が21.75、この数字を見て、これは我々だけが見るのではなくて町民も目にするわけですね。そうした場合、この数字を見て、当局側はどういうふうに思うか。これが1つです。

あとイチゴ市場なんですけれども、とりあえずイチゴのほうが先行して町の活性 化に取り組んでいると。ここに実績報告にありますように、先ほど課長もお話しし ました町の発展を目指したまちづくり実現のための事業であると。いろいろな食と か観光とかお話ありましたけれども、この予算と決算について、25年1月28日に臨時会がありまして、補正の9号でこの事業は計上されました。当初予算が842万4,000円です。1カ月たった2月27日の臨時会で補助金をようやくゼロにしまして、既存の委託料200万円をようやく上乗せして、600万にしております。そして、7月17日、24年度の事業が完結しないということで、17日の臨時会で390万円を繰越明許として処理しております。それで決算額が279万円になっております。内容的なものは報酬と旅費と委託料になっておりまして、そのほかにイチゴの消費量ということで、さっき言ったように委託料は多分アンケートの部分の248万円じゃないかと思うんですけれども、もう一度それを確認いたします。答弁をお願いいたします。

議 長(安細隆之君) 企画財政課長。

企画財政課長(吉田充彦君) 1点目につきましては、通常分と災害関連分、これについては厳密に分けるというのは、先ほど言いましたように時間はかかるという観点で、ぴしっとは分けられないんですけれども、国等に今出しております決算統計の資料等で分析しますと、24年度については、通常分が事業費ベースでいきますと97億9,000万円ぐらい。ですから先ほど髙野議員がおっしゃった23年度ですか、80億という話がありましたが、大体ほぼ同額の通常分ではないかと考えております。ですから、数値的に見て23年度と同じような数じゃないかということで考えております。

それから、2点目の活性化プロジェクトでございますが、これについては先ほど話しました、主に首都圏の方を対象にした情報発信が主でありまして、内容としましては委託料としてホームページ等の作成、それに付随してフェイスブック、ライン等も今管理して作成しておりますが、そういった情報発信のための委託料と、それから会議等の費用ということで、それらがメーンということになっております。以上です。

議 長(安細隆之君) 農林水産課長。

農林水産課長(東 常太郎君) 297万円の内訳は、議員さんがおっしゃるとおり、調査の 内容でカフェ等の調査、あとイチゴを大体300箱くらい送っております。そういう 関係で50万ほど支出しているという状況でございます。

以上でございます。

- 議長(安細隆之君) 髙野孝一議員。
- 2 番(高野孝一君) 確かに、通常分と震災分を分けるのは、労力と経費が膨大だと。これに取り組むと、通常の仕事に影響があるというのはわかります。ただ、23年度、昨年なんですけれども、これは震災直後なので、なかなか取り組むのは難しいにしても、24年度に関しては町民サービスの部分から、ある程度の時間を割いてやってもらってもいいのかなというふうに感じております。

それで、自主財源ですけれども、これは自治体の自立性とか安定性を高めるために、その自主財源確保の強化とかは実際必要なんですね。その目安として、自主財源の構成比率を我々も含めて町民は参考にするわけですから、やはりちょっと時間的に割くかもしれませんけれども、町民にわかりやすい財政状況を、自主財源を例えて、例えばそのほかでもいいですし、説明してもいいのかなというふうに思います。

それと、プロジェクトなんですけれども、24年度の決算ではありますけれども、 これは24年度までの繰越事業になります。それで25年度の話ししちゃうと怒られる と思いますけれども、継続ということで話させていただきますけれども、3月定例 会で25年度の予算1,958万7,000円計上しておりました。その後に6月定例会で委員 報酬が142万1,000円削られて、それが全額報償費に行ったんですね。そして、報償 費は既存の50万に142万円を足して192万円になっております。これは当然3月の定 例会の予算というのは、昨年の12月くらいに企画を練ってやるわけですから、ある 程度の補正は仕方ないとしても、ただ余りにもめまぐるしく、その中での組み替え が多いと。ですから、12月の時点でもうこの事業はしっかりした事業、しっかりし た企画ができていなかったんじゃないかというふうに、私なりに思われます。です から、そういうのも考えながら、24年度、25年度と合わせて、今具体的に出ている 数字が約2,000万円ですね。これからも多分ふえると思いますけれども、さっき一 番最初に言った、課長の亘理町の発展を目指したまちづくりの実現のために、知っ ている範囲で今2,000万円使うわけですから、やはりそれに見合った結果が出るよ うに、町民もしくは我々にしっかりとした説明、結果をしてもらえればと思いま す。

議 長(安細隆之君) 総務課長。

総務課長(佐藤 浄君) 1点目の決算関係につきましては、24年度は私、担当したもので

すから、私からも若干回答させていただきますけれども、まずもって予算があって の決算というようなことで、予算が1つで決算が2つということはまずあり得ない というのがまず1点目と。

それから、先ほど議員のほうからお話しありましたとおり、款項目を設置するというのが1つなんですけれども、それ以上に大原則がありまして、これは国、県も同じなんですけれども、公共団体の会計につきましては単一会計というふうなことで、歳入歳出とも1つの会計で行いなさいというふうな大原則がございます。というようなことで、分けることはまず不可能だというのはご理解いただきたいと思います。

どうしても分けろという場合については、特別会計というものがございます。ただ、その特別会計を設置するためには、条例で設けて、新たに設けなければいけない。あと、特別会計を設けるための理由、どういうふうなことでその特別会計なのかと。今回の復興事業のように、ほとんどの課にまたがるようなものが特別会計でやったときに、結局一般会計と同じようにいろいろな課のほうでそれぞれの事業をやるようになります。すると、ご存じのとおり、例えば国保会計とか、水道事業会計とか、特別会計についてはその担当課がありまして、その事業を目的ごとに設けているというのがございますので、議員がおっしゃっている意味はわかるんですけれども、現実的には難しいというふうなことで、ご理解いただきたいと思います。

議 長(安細隆之君) 企画財政課長。

企画財政課長(吉田充彦君) 2点目の復興・活性化プロジェクト関係ですが、この事業については実はいちご団地、復興事業として整備しましたが、それとあわせて復興庁のほうから、首都圏に対してイチゴを含めてほかの作物を発信しようという観点から始まったわけでありまして、期間がない中で始まったのも事実でございますが、今後については10月にまた委員会を開催しまして、今後の方針等について先ほど東課長からも話しありました方針等についての決定と、あと今現在、ホームページのほうも既に立ち上がっておりまして、随時その内容等についても出ておりますので、今後については議員の方々についても内容について周知したいということで考えておりますので、ご理解よろしくお願い申し上げます。

2 番(髙野孝一君) 終わります。

議 長(安細隆之君) これをもって髙野孝一議員の質疑を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は1時10分といたします。休憩。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

議長(安細隆之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番佐藤正司議員、登壇。

〔5番 佐 藤 正 司 君 登壇〕

5 番(佐藤正司君) 5番佐藤正司でございます。私は一問、財政運営の状況について質 疑をいたします。

記録的な暑さも終わり、除塩した水田も黄色に実り、収穫の秋を迎えております。また、完成したばかりのいちご団地では、クリスマスの収穫に合わせて定植が始まって、一歩ずつ復興の希望が見えております。

そこで、平成24年度を復興元年と位置づけし、復旧・復興にかつて経験したことのない、実に12回に及ぶ補正予算を編成され、一般会計、通常決算の7倍、そして全会計の4.5倍を超える決算になっております。そういうことで、震災関係も含めた取り組みについてをお伺いいたします。

議 長(安細隆之君) 企画財政課長。

企画財政課長(吉田充彦君) それでは、実質的に震災の2年目に当たります平成24年度の 財政運営状況につきましてお答えいたします。

平成24年度本町の一般会計の決算額につきましては、歳入が767億5,144万6,000円、歳出682億9,294万1,000円となりまして、震災前の平成21年度決算額と比較いたしますと、歳入が7.5倍、歳出が7倍の規模となったところでございます。

平成24年度歳出決算額を通常事業費と災害関連事業費に分類しますと、通常事業費は約90億円と縮小傾向である一方、震災関連事業費につきましては約590億円と非常に膨大な額となっております。震災関連事業費増大の要因につきましては、災害廃棄物処理事業や道路、学校等の復旧事業はもとより、被災者の生活再建等を加速する目的で、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業、さらにはいちご団地造成事業といった復興事業を重点的に実施したためであります。

これらの復興事業の多くは、国からの東日本大震災復興交付金を活用して実施しており、事業費から交付金を差し引いたいわゆる補助裏分につきましては震災復興

特別交付税が措置されることから、一部の単独事業を除き町の費用負担はほとんど 発生しません。また、通常事業費におきましても、社会保障関連経費といった住民 の生活により密着する費用につきまして、十分な財政措置を講じた一方で、災害関 連事業を優先的に実施するための通常の普通建設事業費等を徹底的に削減した結 果、4億3,163万7,000円の黒字決算になるとともに、財政調整基金残高は前年度比 24億8,525万9,000円増の48億5,705万9,000円となったものであります。

平成24年度の財政運営状況を判断するに当たりまして、主要な財政指標を震災前の平成21年度と比較しますと、地方税や普通交付税等の経常一般財源のうち、毎年度経常的に支出される経費に充てられた割合であり、財政の弾力性を判断する指標であります経常収支比率につきましては、経常一般財源である町税収入が課税免除等により減少したことから、86.6%と0.7ポイント低下しました。しかしながら、一般会計のみならず公営企業への繰出金や一部事務組合負担金等における公債費充当額を加え、連結決算としての公債費の割合を示す実質公債費比率につきましては、震災により営業を中断しているわたり温泉鳥の海特別会計、及び当初予定しておりました企業への売却が白紙となった工業用地等造成事業特別会計への公債費財源繰り出しを初めて実施したものの、公共下水道事業特別会計への公債費財源繰り出しが減少したことから、9.7%と1.3ポイント改善し、また地方公共団体の将来負担すべき実質的な負債に係る比率であります将来負担比率につきましても、基金の増加などから41.8ポイント改善し、0.0%となるなど、全体的に見ますと、本町の財政指標は総じて改善している状況であります。

今後におきましては、町税収入が震災前と比較して減少傾向となる見込みであることや、東日本大震災復興交付金の制度上、町単独で実施せざるを得ない事業があること、さらには既に受け入れ済みであります震災復興特別交付税におきまして、事業費の精算に伴う多額の返還金が発生する見込みであることから、可能な限り復旧・復興事業費及び通常事業費の精査を行うとともに、必要に応じて財政調整基金等を活用しながら、円滑な財政運営を図っていきたいと考えております。

- 議 長(安細隆之君) 佐藤正司議員。
- 5 番(佐藤正司君) 震災関連業務590億円、その辺の増加が24年度の要因かなというふ うな説明でございました。その中で、財政健全化比率でございますけれども、まず その前に、未曽有の予算編成に取り組まれた、特に健全財政を維持して過去最大と

なる実質収支黒字を確保されたということの努力に対しては、敬意を払いたいというふうに思いますけれども、財政健全化比率、レーダーチャート、財政状況がよいことをあらわす、先ほど監査委員さんの報告にもありましたが、きれいな大きな六角形ということで、健全な財政となっております。しかしながら、財政構造の弾力性を見る、先ほども話ありましたが、経常収支比率が86.6%、ちなみに県下市町村では23年度レベルでは91.2%となっておりますので、それと比較をすると4.6%ほど亘理の場合はよいことになります。

しかし、21年度の数値を持ち合わせていなかったものですから、22年度を通常ベースというふうに考えた場合に、22年度は81%であり、これと比較した場合5.6%上昇をしております。特に、財政指標の健全化エリアについては、75%未満というふうな数値として捉えられておりますので、そのことからすると、硬直的な財政状況が続いているのかなというふうに思います。その辺の考えとしてはいかがでしょうか。

議長(安細隆之君) 企画財政課長。

企画財政課長(吉田充彦君) 今の経常収支比率、86.6%、20年度という数字ですが、23年度についても同じ数値でございます。それで、これにつきましては、その要因としましては東日本大震災に伴います町民税、それから固定資産税等の課税の免除、それから減免等、そのための減収になったためということなんでございますが、その減収分については、先ほど申し上げました震災復興特別交付税で補塡されるということから、収入額的には減になっておりませんが、この補塡されました収入につきまして経常ではなく臨時の一般財源となることから、資料的にはこういう86.6%という数字になっていると考えております。

以上です。

- 議長(安細隆之君)佐藤正司議員。
- 5 番(佐藤正司君) 東日本大震災に関する復興交付金そのものも膨大なものでございますけれども、復興・復旧事業の交付金は集中復興期間、つまり27年度まで地方公共団体が実施する復興地域づくり事業に支援されるということになっております。28年度以降については、持続するかはまだ決定されていない、不透明なところがございます。復旧には国、県の財政支援が最優先でありますので、この辺が仮に財政支援がなくなった場合、今後の経常的経費の部分、扶助費、公債費、他会計への繰出

金、新ごみ建設等々への事務組合の負担金の増加が見込まれてくるわけでございます。通常ベースに戻ったときの財政編成については、大変なのかなというふうに思うところでございますので、その点の考えについてお伺いをいたします。

議 長(安細降之君) 企画財政課長。

企画財政課長(吉田充彦君) 震災からの復旧・復興事業に対しましては、東日本大震災に 対処するために特別の財政援助、それから助成に関する国の法律の制定で国庫補助 率のかさ上げあるいは補助対象範囲の拡大ということで、通常の補助よりも手厚い 財政支援は受けているところであります。それで、さらに東日本大震災の復興交付 金の創設、それから震災復興特別交付税としての地方交付税の増額で、地方負担が 先ほど申しましたように極力少なくなっている制度を受けているのが現状でありま す。

今後についても、これについては近隣町村とも合わせて町村会も含めまして、国のほうに対しまして現在の財政支援を可能な限り拡充の上、来年度以降もずっと継続して実施していただけるように要望活動を続けてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

5 番(佐藤正司君) 終わるわけでございますけれども、沿岸部の被災地風景は、瓦れき 処理は進んでおります。しかしながら、まだまだ爪跡が残っているような状況でご ざいます。今後とも亘理の復興・復旧に全力で取り組んでいただきたいと思いま す。

以上で終わります。

議 長(安細隆之君) これをもって佐藤正司議員の質疑を終結いたします。

次に、8番鈴木高行議員、登壇。

[8番 鈴 木 高 行 君 登壇]

8 番(鈴木高行君) 鈴木高行です。私は、留守家庭児童対策事業の実態、将来、そうい うものを含めて総括質疑をしたいと思います。

まず、この事業の経費、児童館の運営を含めて、平成24年度は約1億4,300万円であります。そのうちの人件費が約1億円で、70%強というような形の支出になっております。質問の中身に入りますけれども、この1億4,000万円のうち児童館とかいろいろ支出はあるんですけれども、留守家庭児童事業の経費としてどのくらい

支出しているのか。実績報告では、全体で303人の登録児童を指導したというような報告が記されております。また、自由来館児も随時指導していると、そして効果を上げていると。それは理解して、結構なことだと私は思います。

また、303人の登録児がいますけれども、外れている組、申し込んでも漏れた組と、途中申し込んでも入れない、そういう方も多分いると思います。それらについてどのような対応をしたのかということを伺います。確かに漏れたところの保護者、児童はどこに行っているかわかりませんけれども、ほかの家庭のほうに預けて面倒を見てもらっているのかなと、そういうような形になっていると思います。だから、登録児で申し込みで入れた子供は幸いいいかもしれませんけれども、漏れた子供も中にはいるということは覚えておきたいと思います。

この事業に対しては、以前私、教育福祉常任委員会に属していて、児童館の母親クラブ、保護者等の懇談会を実施しております。そのときの要望として、保護者から、1年から3年まで登録児として預かってもらえるのはそれはありがたいと。しかし、4年以上になると、そこから解き放されて、どこに行くかちょっと今のところ大変だ、そういう状況が留守家庭児童、放課後児童の対策ですね、そういう状況になって「これを何とかできないですか」と。「4年生以上の児童に対してもこの事業の対象にしてほしい」というような要望を、教育福祉常任委員会ではまとめて執行部のほうにも報告していると思います。今申し上げた質問の中身について答弁をお願いします。

議 長(安細隆之君) 福祉課長。

福祉課長(阿部清茂君) それでは、初めに1点目の関係でございますが、鈴木議員もご承知のように、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、町内6カ所で放課後児童クラブを行っております。平成24年度におきましては、平成23年11月に次年度の入会申し込みを受け付けしておりまして、その11月時点でのまとめた児童については、何とか施設内の有効利用を図りながら、全員の利用をいただきました。その中で、保護者の苦情といった面なんですが、「どうして部屋が狭いのか」と、あるいは「どうしてその部屋なのか」、「うちの子供がその部屋なのか」といった、苦情的な要望もありましたが、事情を説明し、ご理解をいただいた次第でございます。

あと吉田児童クラブにつきましては、現在、吉田中学校の部屋に間借りしており

まして、校内利用通路の暗さやぬかるみなど、子供の利用に当たりまして、また保護者の迎えに当たりまして、ちょっと改善の要望はありました。それにつきましては、学校や教育委員会の理解をいただき、改善したところでございます。

これらのほか、対象学年等の利用条件は別にしまして、事業内容そのものに対する要望はなかったと捉えております。なお、各施設の状況や規模、面積を踏まえまして、体制を整備しながら事業を実施しておりまして、参考までに25年度におきましては、ご承知のように亘理児童クラブは大変申し込みが多くて、現施設だけの対応ではできないということで、借家をして分室を設けて対応しているところでございます。

それで、質問の中にありました放課後児童対策の関係の事業費でございますけれども、24年度におきましては人件費、正職分を除きまして、先ほど議員さんおっしゃられました1億というのは臨時の児童厚生員も含んでの金額でございますけれども、正職分だけ除きますと約6,104万円事業費としてかかってございます。残り正職員の人件費6,672万円ぐらいあるわけですけれども、そちらについては児童クラブの事業のほかに、子育て支援事業も携わっておりますので、ちょっと金額はその辺含めてございません。

それから、漏れた児童の対策の関係でございますけれども、実質的に11月以降に申し込みがあって、4月に入会できなかった子供につきましては、亘理の児童クラブで3名ございました。それで対応ということで、議員さんが話されたとおり、友人のお宅とか、あるいは自分の親族の中で何とか見守っていただけたのかなと思っておりまして、その後年度中にはその3名の方も利用をいただいているところでございます。

次に、2点目の高学年児童の利用についてでございますが、現行の児童福祉法ではおおむね10歳未満の児童を対象とすることとしておりまして、本町の児童クラブもそれに準じまして、施設及び受け入れ体制を整備し、遊びや集団生活を通した児童の健全な育成に努めておるところでございます。高学年の利用につきましては以前から要望はありますが、現状での対応としては1年生から3年生までで定員に満たない児童クラブについては、4年生以上でも受け入れをしている状況でございます。こちらにつきましては、24年度で41名ほど受け入れをさせていただいております。また、障害児につきましても、高学年であっても留守番が難しいことから、必

要に応じて受け入れを行っております。

なお、子ども子育て支援事業計画策定、今後進められるわけでございますが、その中でニーズ調査を踏まえながら、施設整備や体制整備について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 議 長(安細隆之君) 鈴木高行議員。
- 8 番 (鈴木高行君) この留守家庭児童、児童に対する周りの注目されたのが、今から約 10年ぐらい前だと思います。子供たちに対する不審者が、誘拐、殺人、学校に対し ての侵入、そんな事件が起きたのが約10年前ぐらいだと思います。そのころはもう 国挙げて放課後児童対策というようなことで、みんなどこの県、どこの町でもやったはずです。 亘理町においても学校の門扉をつけたり、学校内には護身用のさすまたを整備させたり、あとちょうどそのころ私も学務課にいましたけれども、子供の見守り隊というのができたのもそのころだったんです。 佐竹先生がいて、子供の見守り隊、そしてたすきをつけて通学時の子供を見守ると。それが約10年前。そして、防犯ブザーを小学校の子供全員に配布したと。それから、小学校の1年生に入学する子供にだけ出せば、これは次年度以降継続なって、そういう防犯に対しての効果も、児童の防犯に対して皆さんそうやってやったんです。警察からの指導もいろいろありました。今になってみると、余りそういう不審者対策とか、放課後児童への対応とか、しかし地震じゃないけれども、時がたつと薄れてくる。何かがないと、そこに対策を講じない。そういう形がちょっと見えるような気もします。

だから私は、小学校3年でも4年でも、児童については余り変わりはない。対象にされる場合は。そういうのをよく対策を練るほうでは考えて、放課後児童について登録児何人、定員何人、そういう形じゃなくて、どれぐらいいて、どれぐらいの対応をしなければならないのか。そういう実態を把握して、これに対応できるような人、先ほど施設がいっぱい、施設が狭いとか、施設の対応はしたと言うけれども、何といったって人なんですね。人と人が接することなんだから。そういう対応がきちんとされていないと、放課後児童、いざ何か起きたとき大変なことになる。皆さんの職員の中にも、夫婦共稼ぎで高学年の小学生を持っている方も多分いると思う。もう少し過ぎれば、お孫さんだって小学校1年になるかもしれない。そういうことをじっくり考えていただいて、放課後児童というのは子育て対策の重要施策

としてやらないと、今後また忘れられる。起きてからばかりでは遅い。そういう考 えになるんですけれども、答弁できる方答弁してください。

議 長(安細隆之君) 福祉課長。

福祉課長(阿部清茂君) 子供見守り隊等につきましては、十分本当にありがたい運動かと 思っております。子供たちが安心して過ごせる地域づくりということで、大変感謝 申し上げる次第でございます。そしてまた、そういう活動が子供たちの成長におい ても人間形成に大きく役立つのかなと。今後自分が大人になったときに、そういう 活動があったということで、次の世代の子供たちへまたつないでいくのかなと思っ ております。

それで、2点目というか、再質問でございました児童クラブの関係でございますけれども、先ほども答弁しましたように、今後の次世代育成支援事業計画、26年度中に進めるようになります。それで、その前段として、今年度中にニーズ調査を行う予定で、今事務局のほうで進めておるところでございます。その中で、高学年の児童クラブの利用についてもご意見をいただく項目を設けてございますので、その中で十分にニーズなどを把握しながら、今後の施設整備、それから人的な面の体制整備に計画に盛り込んで進めていきたいと思います。

あわせまして、児童福祉法の中で24年8月に改正が盛り込まれたんですが、施行期日はまだ確定していないんですけれども、その中でこれまで、先ほど現行で申し上げましたおおむね10歳未満という項目が外れます。それで、小学校就学児童という対象事業にはなってきますので、その辺も踏まえてニーズを捉え、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

- 議 長(安細隆之君) 鈴木高行議員。
- 8 番(鈴木高行君) 将来に向かって、そういう10歳未満の適用が外れるような法が改正 されるとか、そういう面では明るいところが見えるかもわかりません。実際は親、 保護者は本当にどこに預けているか、その辺の把握まで皆さんのところでやればー つは前へ進むのかなと思うんですね。高学年でも。そういうところで言っているん だと。

ただ、政策として子育て支援という大きな大前提がある場合、亘理町さんは放課 後児童を6年生まで面倒見てるんだと。そういうのは他の市町村にはない。それは 大きなPRですよ。そうしたら、転入者もふえるかもしれない。きのうの答弁で教育長が、小学校、中学校の教室にエアコンをつけると1億円かかるというような話、答弁いただきました。ほかの質問者ですが。そういうのも先駆けてやったら、亘理町の教室には1億円かかっているけれども、皆エアコン入っていると。亘理町はすごいところだなと。こういうやっぱりPRを出すということも、1つの町に対して子供を呼び込む、保護者が亘理町に関心を持って、亘理町に行ったらそういう手厚い保護のもとにやってもらえると、そういう1つの売りの姿勢で、こういう子供たちの支援体制をやっていただきたいなと。これに答える人、誰かひとつお願いします。

- 議 長(安細隆之君) 今のは学校関係の質問じゃないでしょう。(「誰でもいいです」の 声あり)それは除いて。福祉課長。
- 福祉課長(阿部清茂君) 学校は別にしまして、放課後児童対策の事業につきましては、そういうふうな改正があることもありますので、十分それらも踏まえながら、今後ニーズ調査を含めて対応してまいりたいと思います。ただ、大きく枠を広げて、さらに中学校とかというふうになってくると、なかなか厳しい面もありますけれども、その中で必要とする方々、要するに高学年でやめる方も実際の中では、例えば3年生になって、もう十分留守番できるからいいよと取り下げる方もいらっしゃいますので、その辺の状況も踏まえながら今後進めていきたいと思います。

以上でございます。

- 8 番(鈴木高行君) 将来を見据えてやっていただきたいと思います。終わります。
- 議 長(安細隆之君) これをもって鈴木高行議員の質疑を終結いたします。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第10号までの10件については、本町議会の先例により、議長及び議会選出監査委員を除く15人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(安細隆之君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号までの10件については、議長及び議会選出監査委員を除く15人の委員をもって構成する決算

審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、先日開催の 議会運営委員会並びに全員協議会で事前協議し了承された委員を選任したいと思い ます。

委員長に佐藤アヤ委員、副委員長に四宮規彦委員を選任することについて、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(安細隆之君) 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員長及び副 委員長の選任については、委員長に佐藤アヤ委員、副委員長に四宮規彦委員を選任 することに決定いたしました。

なお、ただいま設置しました決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の 規定による権限を委任いたします。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました認定第1号から認定第10号まで の10件については、会議規則第45条の規定により、9月20日までに審査を終えるよ う、期限をつけることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(安細隆之君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号までの10件については、9月20日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

9月13日からは決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。 なお、決算審査特別委員会につきましては、説明員の人数が多く部屋も暑くなる ことが予想されるため、説明員の上着着用なしでの入場を許可したいと思います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時40分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署名議員 高野 進

署名議員熊澤勇